

市民税・県民税申告書 付表 **記入例**  
 (上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

この記入例は、確定申告書の提出後に市民税・県民税申告書及び付表を提出する場合の例を示しています。

令和3年分の確定申告から、前年中の配当所得等及び譲渡所得等の全てから市民税・県民税が特別徴収されていて、その全てを市民税・県民税で申告不要とする場合には、確定申告書の住民税・事業税に関する事項の「特定配当等（特定株式等譲渡所得）の全部の申告不要」の欄に○を記入した場合、市民税・県民税の申告書と付表の提出は不要です。

※この場合、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額は記入しません。

確定申告書 第二表

住民税・事業税に関する事項						
住	非上場株式の少額配当等	非居住者の特別	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	総所得割
税					○	

※確定申告書で「特定配当等（特定株式等譲渡所得）の全部の申告不要」の欄に○を記入しなかった場合は、以下を参考に市民税・県民税の申告書と付表を提出してください。

【例1】株式譲渡所得等の損失があり翌年以降に繰り越す場合で、上場株式等の配当所得等を所得税では総合課税分として申告し、市民税・県民税では申告不要とするとき（特定口座を利用）

	A証券分	前年からの繰越分	損益通算後（確定申告記入）
上場株式等の配当所得（総合課税分）	300,000円	—	—
上場株式等に係る譲渡所得等	—	—	—
配当割額控除額	15,000円	—	—
株式等譲渡所得割額控除額	—	—	—
翌年以降に繰り越される損失額	—	500,000円	500,000円

確定申告書 第一表

所得金額等	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
事業所得												
不動産所得												
利子所得												
配当所得					300,000							
給与所得												
公的年金等												
雑所得												
その他												
①から⑩までの計												
総合課税・一時所得⑪+⑫×5%												
合計⑪から⑫までの計+⑬+⑭												

(1)確定申告書 第一表の配当所得の金額を、付表の「上場株式等に係る配当所得等（総合課税分）」に転記します。なお、配当所得の中に一般株式等の配当所得が含まれている場合は、除いた金額を転記します。

市民税・県民税申告書 付表

◆ 所得税において申告した（予定含む）上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の金額並びに市民税・県民税で申告する同所得の金額について記入してください。

所得の種類	所得税において申告した金額	市民税・県民税で申告する金額
上場株式等に係る配当所得等（総合課税分）	(1) 300,000円	(4) 0円
上場株式等に係る配当所得等（分離課税分）	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等	円	円
配当割額控除額	(2) 15,000円	0円
株式等譲渡所得割額控除額	円	円

◆ 所得税において申告した（予定含む）上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の繰越損失額がある場合には、市民税・県民税で申告する繰越損失額について記入してください。

	所得税において申告した繰越損失額	市民税・県民税で申告する繰越損失額
上場株式等に係る配当所得等	本年分から差し引く繰越損失額	円
上場株式等に係る譲渡所得等	本年分から差し引く繰越損失額	円
	翌年以降に繰り越される損失額	500,000円
		500,000円

※繰越損失額が空欄の場合、繰越損失額はないものとみなします。

確定申告書 第三表

株式等配当	先物取引	その他
本年分の①の②から差し引く繰越損失額	本年分の③の④から差し引く繰越損失額	本年分の⑤の⑥から差し引く繰越損失額
⑦	⑧	⑨
⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮
⑯	⑰	⑱
⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔
㉕	㉖	㉗
㉘	㉙	㉚
㉛	㉜	㉝
㉞	㉟	㊱
㊲	㊳	㊴
㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺
㊻	㊼	㊽
㊾	㊿	

(3)確定申告書 第三表の翌年以降に繰り越される損失の金額を、付表の「上場株式等に係る譲渡所得等 翌年以降に繰り越される損失額」の所得税と市民税・県民税の両方に転記します。

確定申告書 第二表

○ 住民税・事業税に関する事項

住	非上場株式の少額配当等	非居住者の特別	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	総所得割
民			15,000			

(2)確定申告書 第二表の配当割額控除額を、付表の「配当割額控除額」に転記します。

(4)市民税・県民税で申告する金額にそれぞれ「0」と記入します。

**【例2】** 所得税で総合課税分として申告した上場株式等に係る配当所得等の一部を  
市民税・県民税では申告不要とする場合（特定口座を利用）

所得税では、B証券とC証券の2つの特定口座分を申告するが、市民税・県民税では、B証券分のみを申告不要とし、C証券分のみを市民税・県民税で申告する。

	B証券分	C証券分	合計
上場株式等の配当所得（総合課税分）	465,000円	213,000円	678,000円
配当割額控除額	23,250円	10,650円	33,900円

市民税・県民税申告書 付表

◆ 所得税において申告した（予定含む）上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の金額並びに市民税・県民税で申告する同所得の金額について記入してください。

所得の種類	所得税において申告した金額	市民税・県民税で申告する金額
上場株式等に係る配当所得等（総合課税分）	678,000円	213,000円
上場株式等に係る配当所得等（分離課税分）	(1)	(2)
上場株式等に係る譲渡所得等		
配当割額控除額	33,900円	10,650円
株式等譲渡所得割額控除額		

(1)については、それぞれ所得税で申告した金額（B証券+C証券）を転記します。  
(2)については、申告不要とするB証券分を除いた金額（=C証券のみ）を転記します。

**【例3】** 所得税で上場株式等の配当所得等と譲渡損失を申告したが  
市民税・県民税では申告不要とする場合（特定口座を利用）

所得税では、上場株式等の配当所得等（D証券分）と譲渡損失（E証券分）を申告して損益通算しているが、市民税・県民税では申告不要とする。

	D証券分	E証券分	損益通算後（確定申告記入値）
上場株式等の配当所得（分離課税分）	945,000円	—	558,000円
上場株式等に係る譲渡所得等	—	△387,000円	—
配当割額控除額	47,250円	—	—
株式等譲渡所得割額控除額	—	—	—

確定申告書 第三表

所得 金額	分 類	短期譲渡	一般分 66			
			軽減分 67			
		長期譲渡	一般分 68			
			特定分 69			
		軽減分 70				
			一般株式等の譲渡 71			
		上場株式等の譲渡 72	558,000			
		上場株式等の配当等 73				
		先物取引 74				
		山林 75				
退職 76						

確定申告書には、損益通算後の金額が記入されていますが、市民税・県民税申告書 付表には、損益通算前の金額を記入します。

損益通算前の金額  
 配当所得：945,000円・・・(1)  
 譲渡損失：△387,000円・・・(2)

確定申告書 第二表から配当割額控除額 47,250円を転記します。・・・(3)

市民税・県民税申告書 付表

◆ 所得税において申告した（予定含む）上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の金額並びに市民税・県民税で申告する同所得の金額について記入してください。

所得の種類	所得税において申告した金額	市民税・県民税で申告する金額
上場株式等に係る配当所得等（総合課税分）		
上場株式等に係る配当所得等（分離課税分）	(1) 945,000円	(4) 0円
上場株式等に係る譲渡所得等	(2) △387,000円	0円
配当割額控除額	(3) 47,250円	0円
株式等譲渡所得割額控除額		

(4)市民税・県民税で申告する金額にそれぞれ「0」と記入します。